



## 2月16日より確定申告が始まります！

### ★ 確定申告が必要な方 ★

- 事業所得、不動産所得などがある方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を二カ所以上から受けている方
- 公的年金収入が400万円超の年金所得者  
(※公的年金収入が400万円以下でも、給与所得や他の所得の合計が20万円を超える方は申告が必要です)
- 法人の役員や親族などで、法人から事務所の賃借料や機械等の使用料を受け取っている方
- 土地や建物など不動産を売却した方

ご不明な点は、お問い合わせ下さい。ご相談はお早めをお願い致します。  
申告をご依頼頂ける場合は、**2月16日**までに資料をお持ち下さい。

### ★ 平成29年分からの医療費控除について ★



医療費通知には、

- ・ 自費診療の治療代
- ・ 薬局などで購入した薬代

などが記載されず、条件もありますので、これまで通り領収書をご準備下さい！

### ～ 所長コラム ～

個人で開業以来、早くも30年余り。

もうそんなに経ったのか、と思ったり、まだそんなものか、と思ったり・・・

今、合併し、過去を振り返ってみると、ああすれば良かった、こうすれば良かった、と悔やむ事が多々あります。

バブルから20数年が過ぎ、低成長期の今、世代交代や事業承継、相続、M&A e t c . . .

合併のメリットである合議制を導入し、今まで以上にお客様に寄り添い、お客様の身になり一緒に考え、成長のお手伝いが出来るよう行動して参ります。

今後ともより深い親密な関係を維持出来るよう

頑張って参りますので、宜しくお願い申し上げます。

角田英夫



はじめまして、神藤泰敬(じんどう やすたか)と申します。神奈川県出身です。前職も税理士事務所で勤務していましたが、縁あって角田会計で働くことになりました。精いっぱい頑張っていく所存ですので、ご指導ご鞭撻のほどどうぞよろしく願いいたします。



お客さまの応援団!!<sup>®</sup> 税理士法人はてなコンサルティング  
神奈川本部 角田英夫税理士事務所

認定経営革新等支援機関



〒 252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘5-4-24  
☎ 046-252-1662  
☎ 046-252-1620  
<http://www.tsunoda-kaikai.com>